

ともともフェスタ2026

出店募集要項

1. 「ともともフェスタ2026」概要

1-1 開催趣旨

「ともともフェスタ2026」は障害のある人、ない人の相互理解を促進し、参加者と来場者、双方にとって「特別感」があり、心から楽しむことができるイベントを目指しています。

障害のある人とない人が「共にづくり、共に楽しみ、交流する」ことで、自然な交流が生まれる場づくりを行い、合理的配慮や情報保障を徹底することで「障害の有無を気にせずに楽しむことができる、イベント運営のモデル」を確立します。

1-2 開催概要

催事名称：ともともフェスタ2026

開催日時：令和8年10月9日（金） 11時～17時
10日（土） 11時～17時

場 所：東京駅丸の内口 行幸通り（予定）（都道404号）
丸ビル1階マルキューブ （東京都千代田区丸の内2-4-1）

入場料金：無料

来場目標：会場 ⇒ 延べ10,000人程度
オンライン配信視聴者数 ⇒ 延べ3,000人程度

主 催：内閣府／ともともフェスタ2026実行委員会

協 力：東京法務局／全国人権擁護委員連合会／東京都人権擁護委員連合会／
公益財団法人共用品推進機構、他（調整中）

後 援：こども家庭庁／法務省／厚生労働省／文部科学省／国土交通省／
東京都／千代田区省

2. 公募概要

2-1 基本方針

【2-1-1：募集対象】

障害がある人の社会参加のきっかけを創出するため、障害のあるかたが携わる事業や、障害のあるかたを支援する企業、団体が営業している飲食・物販サービスを対象とします。

【2-1-2：募集内容】

A：飲食販売

東京都の営業許可を取得しているキッチンカーでの販売が募集対象です。

キッチンカーでのアルコールの販売は不可です。

B：飲食以外の物販

お菓子等の加工食品や工芸品等の販売が募集対象です。

※現地での調理行為はできません。

マルシェのように様々な商品を取り扱う場合や、食品を取り扱う場合は、販売品目リストを事前に提出していただきます。

物販については、マルシェのように、可能な限り全国各地で製作された商品を集めることをご検討ください。

【2-1-3：募集期間】

2026年7月17日（金）～7月31日（金）

【2-1-4：出店募集会場】

東京駅丸の内口 行幸通り（予定）（東京都千代田区丸の内1丁目：屋外）

【2-1-5：出店料】

無料

【2-1-6：出店期間】

2026年10月9日（金）11時～17時

10日（土）11時～17時

※2日間ともに出店してください。1日のみの出店はできません。

※上記のオープン時間中は売切れの有無に関わらず、途中退去できません。

※売切れの場合でも、最低でも1名が常駐していただき、来場者への問合せに備えてください。

3. 会場案内

3-1 会場周辺案内

行幸通り（予定）

住所：東京都千代田区丸の内2丁目2番地

●アクセス

- ・各線「東京駅」丸の内中央口より徒歩約1分
- ・東京メトロ千代田線「二重橋前駅」より徒歩約3分

丸ビル

東京都千代田区丸の内2丁目4番地1号

●アクセス

- ・各線「東京駅」から地下で直結 徒歩約4
- ・東京メトロ千代田線「二重橋前駅」より徒歩約4分



- ・物販エリアは展示ブースの配置と合わせて検討しております。
- ・キッチンカーは開場中心付近に配置予定です。

4. 出店にあたって

4-1 備品等について（キッチンカー出店の場合）

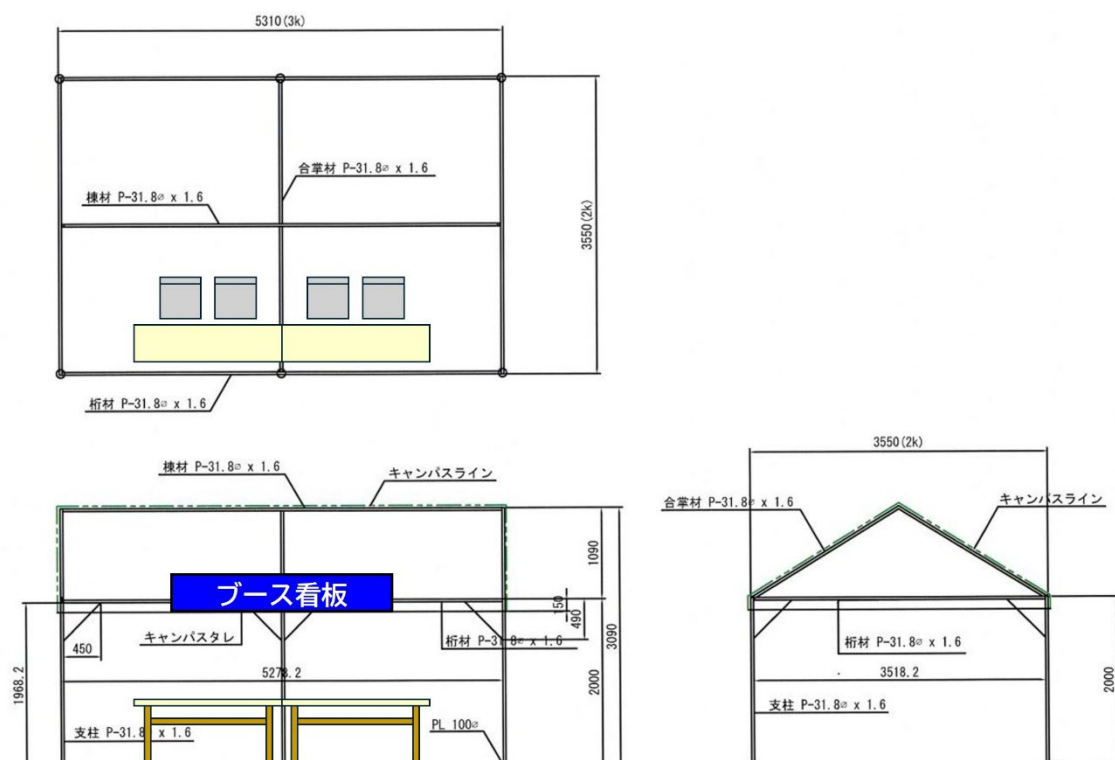
- ・出店スペース：幅 6 m、奥行き 3 m
 - ・電源：ご用意はありませんので、各自でお持ち込みください
- ※発電機はご使用いただけません。バッテリー等をお持ち込みください。
- ※ガス設備を使用する場合は消火器もお持込ください。

4-2 備品等について（キッチンカー以外の物販の場合）

- ・テント 幅 5.4 m、奥行き 3.6 m × 1 張り （事務局から貸出）
- ・ブース看板 幅 1.8 m、高さ 30 cm × 1 枚 （事務局から貸出）
- ・テーブル 幅 1.8 m、奥行き 45 cm × 2 本 （事務局から貸出）
- ・折りたたみ椅子 × 4 脚 （事務局から貸出）
- ・電源：検討中です。必須の場合は必要な電気容量をお知らせください。

※火気の使用は禁止です。

※給排水設備はありません。



4-3 店舗の装飾について

- ・自社での装飾を実施される場合は、実行委員会事務局による審査がございます。
- ・店舗の装飾を希望する場合は、『出店申込書』に、装飾に使用する物品（バナー、のぼり等）の詳細（サイズ、数量、取り付け方法、安全対策等）を記載してください。
- ・実行委員会事務局にて検討し、装飾の可否を判断いたします。

※内容により、実行委員会事務局からサイズ・数量や仕様の変更をお願いする場合があります。

※デザインによっては設置できない場合がございますので必ずご相談ください。

4-4 営業で出るごみについて

- ・出店にあたっては、ごみの発生抑制に努める、以下の項目に留意してください。
 - ・出店事業者が用意する物品や営業上発生する一般廃棄物及び産業廃棄物は全てお持ち帰りをお願い致します。
 - ・販売に使用する食器類については、可能な限り紙製品を使用する等、プラスチックごみの排出量低減を図ってください。
 - ・出店事業者は来場者用のゴミ箱を用意してください。
 - ・来場者が出した飲食以外のゴミは、会場内のごみステーションをご案内ください。
 - ・販売や持ち帰り品の包装は、できる限りレジ袋は使用せず、紙袋やマイバッグの販売で対応するなど、使い捨てプラスチック削減にご協力ください。
- 雨天時は使用可としますが、その際も有料で対応してください。

4-5 売上報告について

- ・出店料は無料ですが、催事の記録として売り上げの報告をお願い致します。
- ・別途、売上報告書をお渡ししますので、日ごとに提出をお願い致します。

4-6 保健所への申請・届出について

- ・保健所への申請および届出は実行委員会事務局がまとめて提出します。
- ・必要書類をご案内しますので、必ず提出をお願い致します。

4-7 キッチンカーの搬入出について

- ・会場の規定により、搬入は当日朝7時～8時の間、搬出は当日21時以降になります
- ・2日間続けて出店される場合でも、車両の留め置きはできませんのでご了承ください

5. 申込者の資格・出店規定・禁止事項等

5-1 申込者の資格

出店希望者は、個人・法人・組合等の団体を問わず、申込者本人または法人等若しくはその代表者が下記に該当する場合は応募することができません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者
- (2) 破産手続開始決定を受け復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 拘禁刑に処せられ、その執行が終わらない者
- (5) 拘禁刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者
- (6) 申込業種について3年以内に行政処分を受けた者
- (7) 千代田区暴力団排除条例及び反社会的勢力とみなされる団体等に関する者

5-2 出店規定

- (1) 障害のあるかたが携わる事業や、障害のあるかたを支援する企業、団体が営業していることを前提とし、魅力ある飲食・物販サービスを提供すること
- (2) 販売に使用する食器類については、可能な限り紙製品を使用する等、プラスチックごみ排出量低減を図ること
- (3) 実行委員会が提示する環境負荷低減企画に可能な限り協力すること
- (4) 来場者から販売代金を徴収する際は、可能な限りキャッシュレス決済に対応すること
- (5) 出店者決定後、生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入すること
(保険費用は出店（出展）事業者の負担)
- (6) 来場者への販売物が著しく不足することがないように準備・販売すること
- (7) 使用する食材や調理器具などは常に衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防ぐこと
- (8) 来場者数、天候不良や自然災害、世界情勢等を理由に、売上の補填や補償を実行委員会に求めないこと
- (9) 中止・縮小に伴う、仕込みや準備、人件費等の経費や、販売等の機会損失について、実行委員会は一切補償しません。
- (10) 関係する法令を遵守すること
- (11) 出店事業者にて管理責任者を定め、営業期間中は必ず店舗へ常駐させること
- (12) 管理責任者は、店舗の衛生管理・火災等の事故防止・実行委員会から貸与する物品等の盗難防止に努め、営業に関わる従業員（アルバイト等も含む）の教育・指揮監督を行うこと
- (13) 地震や火災等の緊急時には、実行委員会の指示に従うこと
- (14) 飲食物の販売やサービス提供に関連して生じた第三者からの苦情・損害賠償請求等については、出店事業者の責任と負担において誠意を持って対応し、解決すること

5－3 禁止事項

以下のような行為が認められた場合には、出店（出展）停止、退去命令、罰金、弁償等の措置を行う場合がございますので、ご注意ください。

- （１）実行委員会が指定した会場・日程以外での営業行為
- （２）事前に申請した項目以外の目的での営業行為
- （３）事前に届出や申請を行わずに営業すること
- （４）出店の権利を第三者に転貸及び譲渡すること
- （５）実行委員会が承認した品目・価格・方法・内容以外で飲食物を販売、体験等を提供すること
- （６）政治活動、宗教活動、勧誘活動、募金活動、署名活動等を行うこと
- （７）実行委員会の許可なく、拡声器や音響機器を使用すること
- （８）出店関係者（アルバイト等含む）が営業時間内に飲酒（アルコールの摂取）を行うこと
- （９）未成年者や飲酒運転の恐れのある来場者に酒類を提供すること
- （１０）営業に伴い発生したゴミ（生ゴミ・残飯等を含む）を適正に処理せず、その場に残すこと
- （１１）出店場所の既存設備や床面等を傷つけたり、汚したりすること（特に油染みを作ること）
- （１２）出店事業者自身の宣伝活動（提供物の名称やパッケージデザインも含む）に、本イベントの名称やロゴマークを無断で使用する
- （１３）実行委員会から貸与する物品等を破損または紛失すること

5－4 留意事項

- （１）出店日、時間・場所については、イベント等の都合により調整させていただく場合があります。
- （２）地震、大雨、暴風、落雷、その他、実行委員会の指示によりやむをえずイベント開催がなされなかった場合、営業補償等の補償はございません。

5－5 出店者の選定

- （１）応募フォームより申請いただいた内容について、事務局にて内容を確認し、実行委員会にて選定します。
- （２）出店者の選定にあたっては、基本方針（P 2）との親和性や、応募者間でのメニューの重複等を考慮して決定させていただきます。
- （３）記入不足や不明点等があった場合は事務局から申込者様へご連絡する場合があります。
- （４）選定の内容及び方法、経過や選定理由のお問合せについては受け付けませんのであらかじめご了承ください。
- （５）選定に必要と判断した場合、申し込み時に提出していただいた関係書類について、警察等に照会をかけます。その結果により、出店をお断りする場合がございます。

6. 応募方法

6-1 応募フォーム

・下記の個人情報の取扱いに同意のうえで、下記専用の WEB 応募フォームより申し込みをしてください。

▼Microsoft Forms

https://forms.cloud.microsoft/Pages/ResponsePage.aspx?id=oGfe1yCLB0GNzwzXar8fx8K4b7opJdJAu1jPQ_W-7zFUMUNHOVpBUko5V1RZOFBLVE1TSVM1TFVMWC4u

募集開始 2026年7月17日（金）

締め切り 2026年7月31日（金）

- ・ 取得する個人情報の管理者
実行委員会事務局
- ・ 取得する個人情報の利用目的
本事業に関する連絡・問合せ対応
- ・ 取得する個人情報の第三者への提供、外部委託など
取得した個人情報は、法令に基づく場合、取り扱いの全部及び一部に委託する場合を除いて、事前の同意なく、実行委員会以外の第三者に開示・提供いたしません。
なお、出店が決定した場合、所属する組織名に関しては、各広報などで公表させていただきます。
- ・ 取得する個人情報への問合せ先
後述する、8.1 出店に関するお問い合わせまでご連絡をお願いします。

6-2 選定結果の連絡について

- ・事務局から申込者へ、「選定結果通知」を応募フォームに入力いただいた『E-mail アドレス』宛にお送りします
- ・事務局から「決定通知」が届いた時点で、出店決定となります。

日程	内容
2026年7月17日（金）	公募 申し込み開始
2026年7月31日（金）	公募 締め切り
2026年8月末頃まで	選定結果通知（順次メールにてお知らせします。）
2026年9月上旬	必要書類のご提出 説明会のお知らせ 出店マニュアルのご送付
2026年9月中旬	出店説明会の開催 ※オンライン開催を予定
2026年9月上旬	現地でのリハーサル及びイベント対応
2026年9月下旬	通行許可証等の送付

7. 申込必要書類

7-1 出店（出展）申込時に必要な書類

以下の書類をご提出いただく必要がございます。ご提出は追ってメールでご案内いたします。

あらかじめ以下のデータをご準備の上、フォームへの入力をお願いいたします。

【キッチンカーの場合】

書式番号	名称	ファイル形式	提出方法
①_1	営業許可書	Pdf , jpg , png	WEB フォーム に添付
①_2	PL 保険加入証明書（既加入者のみ）※1		
①_3	食品衛生責任者の資格を証明するもの		
①_4	車検証の写し		
①_5	運転免許証の表面のコピー		
①_6	営業時の車両の全体がわかる写真		

※1 出店者決定後、皆様に提出していただきます。

【キッチンカー以外で食品を販売する場合】

書式番号	名称	ファイル形式	提出方法
①_1	営業届の写し又は、届出を受けていることの証明書	Pdf , jpg , png	WEB フォーム に添付
①_2	PL 保険加入証明書（既存加入者のみ）※1		
①_3	食品衛生責任者の資格を証明するもの		

※1 出店者決定後、皆様に提出していただきます。

8-1 出店に関するお問い合わせ

■事務局名

ともともフェスタ2026実行委員会事務局

■メールアドレス

jimukyoku@tomotomo.go.jp

■電話番号

03-5730-3157

■担当

本田、大西、山野